

「先進医療評価委員会」運営細則

（通則）

第1条 先進医療評価委員会（以下「評価委員会」という。）の議事運営に関し必要な事項は、「先進医療評価委員会」開催要綱（以下「開催要綱」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（適用対象構成員等）

第2条 構成員、技術委員及び有識者（以下「構成員等」という。）に適用する。

（定義）

第3条 この細則において「寄附金・契約金等」とは、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び構成員等が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金（実際に割り当てられた額をいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金を含む。）等や、保有している当該企業の株式の株式価値（申告時点）をいう。ただし、構成員等本人宛であっても、学部長あるいは施設長等の立場で学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明らかなものは除くものとする。

2 前項に規定するもののほか、この細則において使用する用語は、開催要綱において使用する用語の例による。

（評価不参加の基準）

第4条 構成員等は、本人自らが所属する保険医療機関からの届出に係る医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議（以下「未承認薬等検討会議」という。）において医療上の必要性が高いとされた抗がん剤を用いた先進医療Bの対象となる医療技術（以下、「必要性の高い抗がん剤を用いた医療技術」という。）の場合は、当該医療技術に関する評価（議事の取りまとめを含む。）及び事前評価には加わらない。

2 構成員等本人又はその家族（配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、構成員等本人と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が、第6条第1項に規定する申告対象期間（以下単に「申告対象期間」という。）において評価対象となる必要性の高い抗がん剤を用いた医療技術に含まれる抗がん剤の製造販売業者及び当該医療技術を実施する保険医療機関からの寄附金・契約金等の受取（又は割当て。以下同じ。）の実績を有し、個別企業からの受取額について、申告対象期間中に年度当たり500万円を超える年度がある場合は、当該構成員等は、当該医療技術に関する評価（議事の取りまとめを含む。）及び事前評価には加わらない。

3 構成員等本人又はその家族が、申告対象期間において評価対象となる必要性の高い抗がん剤を用いた医療技術に含まれる抗がん剤の製造販売業者及び当該医療技術を実施

する保険医療機関からの寄附金・契約金等の受取の実績を有し、個別企業からの受取額について、申告対象期間中のいずれの年度も500万円以下である場合は、当該構成員等は、当該医療技術に関する評価に加わることができるが、議事の取りまとめ及び事前評価には加わらない。

- 4 前項の規定にかかわらず、寄付金・契約金等が、申告対象期間中のいずれの年度も50万円以下の場合は、議事の取りまとめ及び事前評価にも加わることができる。
- 5 前4項のほか、当該医療技術の評価の公平性に疑念を生じさせると考える構成員等は、座長にその旨を申し出るものとし、当該申出があったときは、当該構成員等は、当該医療技術に関する評価（議事の取りまとめを含む。）及び事前評価に加わらない。
- 6 前5項のほか、当該医療技術の評価の公平性に著しい疑念を生じさせる可能性があるとして座長が認めた場合にあつては、当該構成員等の評価への参加について、座長が評価委員会にはかつて、第1項から第4項までの規定に準じて取り扱うこととする。
- 7 当該医療技術に含まれる抗がん剤の製造販売業者の競合企業（部会において申告対象となった競合品目を開発中又は製造販売中の企業に限る。）についても、第1項から第6項まで規定を適用する。

（申告対象期間）

第6条 申告対象期間は、原則として、評価が行われる会議の開催日の属する年度を含む過去3年度とする。

- 2 構成員等は、会議の開催の都度、その寄附金・契約金等について、申告対象期間において最も受取額の多い年度につき、自己申告するものとする。

（報告）

第7条 第4条の規定に基づく構成員等の参加の可否については、会議において、事務局より報告するものとする。

附 則

この細則は、平成25年11月29日から施行する。